

平成23年9月30日

成田市長 小泉 一成 様
佐倉市長 藤 和雄 様
四街道市長 佐渡 齊 様
八街市長 北村 新司 様
印西市長 山崎 山洋 様
白井市長 伊澤 史夫 様
富里市長 相川 堅治 様
酒々井町長 小坂 泰久 様
栄町長 岡田 正市 様

東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊



ご要望に対する弊社回答について

弊社の福島第一原子力発電所の事故により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、心より深くお詫び申し上げます。

さて、9月9日に受領いたしました「福島第一原子力発電所の事故による原子力損害への補償に係る要望書」に関する現在の検討・進捗状況などを下記のとおり、ご報告させていただきます。

記

1. 放射線量測定機器の貸出などを含む物的・人的対応のご要望について

現在、弊社は福島第一原子力発電所の事故収束に加え、警戒区域内の住民の方々の一時帰宅等において相当量の放射線量の測定機材を使用しており、同機材が不足している状況にあります。また、被災者の方々への賠償・支援のほか、被害設備の復旧を含む電力の安定供給の確保等に相当数の要員を充てるなど、全社をあげて全力で取り組んでおります。

このため、測定機器貸出等のご要望に対応させていただくことは大変困難な状況でございますが、今後も、皆さまのご意見を適宜お伺いするなどし、お役に立ちうる取り組みを引き続き検討して参ります。

2. 除染に係わる土壌仮置場の提供を含む除染事業への協力ご要望について

放射性物質に汚染された廃棄物や除染に伴い発生する土壌の処理については、「放射性物質環境汚染対処特別措置法」が8月30日に公布、一部施行されており、国として具体的な活動が検討されているところでありますので、今後この法律に従い処分等が進められるものと考えております。

弊社といたしましては、廃棄物や土壌に関する諸施策については、本法律の枠組みにもとづきその責務を果たして参ります。

3. 放射性物質による汚染に係わる損害賠償について

地方公共団体の皆さまへの賠償につきましては、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で継続的に検討を進め、必要な賠償基準を早急に定めたいと、原因者として、責任と誠意をもって適切に対応させていただきます。

4. 全ての被害者の方への誠意ある賠償について

弊社といたしましては、避難を余儀なくされた方々や被害を受けられた農業者の方々など、全ての被害を受けられた皆さまに対して、賠償基準を適切に運用し、誠意をもって公正かつ迅速な賠償を進めて参ります。

以 上